

一般社団法人日本家畜商協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本家畜商協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、家畜の取引に必要な資金の融通の円滑化を図るとともに、家畜の生産、流通の改善・発達に関する事業を行い、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家畜の取引に必要な資金の借入れに対する債務の保証及び円滑化の推進に関する事業
- (2) 家畜の生産及び流通の改善・発達を図るための事業
- (3) 家畜取引業者（家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の免許を受けて家畜の取引の事業を営む者をいう。）の営業保証金の供託及び取戻請求の代行に関する事業
- (4) 家畜取引に関する調査・研究並びに知識の普及及び啓発を図るための事業
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 協会の会員は次の2種とする。

(1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した団体又は個人であって、次の各号ア、イに掲げる者とする。

ア 入会預り金会員 入会に当たり預り金（以下「入会預り金」という。）を収める会員であって、入会預り金の1口の金額は、1万円とし、全額を一時に預けるとともに、30口以上を預けなければならない。また、入会預り金会員の資格を有する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (ア) 家畜取引業者が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて組織する中小企業等協同組合及びこれに準ずる中小企業等協同組合
- (イ) 都道府県
- (ウ) 独立行政法人農畜産業振興機構
- (エ) 協会の目的に賛同する団体又は個人

イ 会費会員 会費を納める団体又は個人とする。

(2) 賛助会員 協会の事業を賛助するために入会した団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 協会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、協会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、総会で別に定める会費を納入しなければならない。ただし、総会の決議により会費の納入を免除された正会員は、この限りでない。

2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員又は賛助会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、その旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えるものとする。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、前項により除名が決議されたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員の同意があったとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(3) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 協会は、会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の金品拠出金は、これを返還しない。

3 入会預り金会員が協会を脱退し、払戻しの請求があった場合は、入会預り金を返還するものとする。ただし、退会した日から1年を経過した場合は、この限りではない。

4 退会した入会預り金会員が協会に対して支払うべき債務があるときは、その債務と前項の規定により返還すべき額と相殺することができるものとする。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 長期借入金の借入
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の事由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求のあったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、総会の1週間前までにその会議の目的たる事項、日時、場所を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面をもって議決権を行使することができることとするときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決

権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 長期借入金の借入
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による決議)

第19条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の前日までに協会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事22名以上27名以内
- (2) 監事5名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を会長代行、6名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び会長代行をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、会長代行、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長、会長代行、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 4 会長代行は、協会を代表して業務全般に亘り会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その業務を代行する。
- 5 副会長は、会長及び会長代りを補佐する。
- 6 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 前項のほか、役員に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第28条 協会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応じる。
- 4 第27条の規定は、顧問に準用する。

第6章 理 事 会

(構成)

第29条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集及び総会に附議すべき事項の決定
- (2) 諸規定の制定又は改廃
- (3) 協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、会長代行、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長代行が理事会を招集する。
- 3 会長及び会長代行が欠けたとき又は会長及び会長代行に事故あるときは、あらかじめ理事会が定める順序により他の理事が理事会を招集する。
- 4 理事会の招集は、開催日の1週間前までに、その会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、会長代行及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、会長が認めた軽微な変更については、この限りではない。

- 2 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第40条 協会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第41条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員の任免は、会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 雑 則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は、白石綱吉とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 6 月 19 日から施行する。